

に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

令和 年 月 日提出		町長 殿		給与支払者 (特別徴収義務者)		住所(居所)又は所在地		〒 25*-**** 神奈川県足柄上郡〇〇町〇〇* * 番地												特別徴収義務者 指 定 番 号		12345678															
						フリガナ		カブシキガイシャ 〇〇												連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号		課・係		〇〇課													
						氏名又は名称		株式会社 〇〇														氏名		〇〇〇〇													
						代表者の職氏 名		代表取締役 〇〇〇〇														電話		(0465)〇〇-〇〇〇〇 (内線 〇〇〇)													
						個人番号 又は法人番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3																	
給与所得者						(ア)		(イ)		(ウ)		異動年月日		異 動 の 事 由		異動後の未徴収 税 額 の 徴 収		退職した年の1 月から退職時ま での給与支払額																			
受給者番号(整理番号)		フリガナ		アシガラ イチロウ																特別徴収税額 (年税額)		徴収済額		未徴収税額 (ア)-(イ)													
氏 名		足柄 一郎																		円		6 月から 11 月から															
生 年 月 日		明・大・昭・平 40 年 3 月 31 日																		円		10 月まで 5 月まで		円													
個 人 番 号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	0									1	2	円		円													
1 月 1 日 現在の住所		神奈川県足柄上郡〇〇町〇〇* * 番地										円		50,000		円		70,000																			
給与の支払を受け なくなった後の住所		神奈川県〇〇市〇〇* * 番地																																			
◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。																				相続人の氏名等		氏名		続柄		住所		電話		1 (普B) 他 の事業所で特別徴収 (例：乙欄適用者)		2 (普C) 給与が少なく税額が引けない (例：年間の給与支給額が100万円以下)		3 (普D) 給与の支払が不定期 (例：給与の支払が毎月でない)		4 (普E) 事業専従者 (個人事業主のみ対象)	
一 括 徴 収 の 理 由		徴 収 予 定																																			
1. 異動が令和 5 年 12 月 31 日 までで、申出があったため (10 月 31 日申出)		徴収予定 月 日		徴収予定額		徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)																															
2. 異動が令和 6 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため		10・31		70,000 円		70,000 円																															
◎転勤(転職)等による特別徴収届出書 ※新勤務先を経由して提出してください。																				課・係		氏名		電話		新しい勤務先では 月割額 10,000 円を 11 月分から徴収し、納入します。 新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。		納入書 要 ・ 不要									
新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)		87654321																																			
新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地		〒 25*-**** 神奈川県足柄上郡〇〇町〇〇* * 番地																																			
フリガナ		カブシキガイシャ 〇〇																																			
氏名又は名称		株式会社 〇〇																																			
代表者の職氏名		代表取締役 〇〇〇〇										連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号																									
個人番号又は法人番号		3	2	1	0	9	8	7	6	5	4	3	2	1																							

未徴収税額は、普通徴収となります。
※ご本人様へ納付書を送付します。

※「9. その他」の次のとおり

2

新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所（課税地）の市町村長に送付してください。一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

御注意

ただし、「給与所得者の欄の(個人番号)」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者の欄の(個人番号)」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。

一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。